

坂田社労士事務所便り

ねんきんダイヤルが始まりました

社会保険庁は平成 17 年 10 月 31 日から、年金相談の充実を図るため「ねんきんダイヤル」というサービスを始めました。社会保険庁はこれまで全国 23 か所の年金相談センターと社会保険業務センター中央年金相談室で年金に関する電話相談を受けてきましたが、拠点ごとの電話番号を全国共通の電話番号に集約し、ネットワーク化によって効率化を図るようです。

●年金請求などの年金相談 0570-05-1165

●すでに年金を受け取っている方の年金相談

0570-07-1165

(受付時間) 午前 8:30~午後 5:00

土・日・祝日は除きます

ねんきんダイヤルでは、利用者からの電話を、全国の年金相談センター等のうち回線の空いているところにつなぎます。利用者の料金負担は、一般の固定電話の場合、どこにつながっても市内通話料金の額です。

これにより、全国 23 か所の年金相談センター、社会保険業務センター中央年金相談室のこれまでの電話番号は使えなくなります。

◆年金相談をうける場合の注意点

ねんきんダイヤルの利用に際し、相談者の確認のため次のような点を聞かれる場合があります。

●相談者が本人の場合

住所・氏名・生年月日・基礎年金番号など

●相談者が家族の場合

本人と家族の住所・氏名・生年月日・基礎年金番号・本人との続柄・本人が直接相談できない理由など



企業年金連合会が発足

平成 17 年 10 月から企業年金関係法が改正、施行されています。これにより、これまでの厚生年金基金連合会が新たに企業年金連合会に組織変更されました。企業年金連合会には厚生年金基金のほかに、確定給付企業年金や企業型確定拠出年金も会員として加入することができます。

◆改正のポイント

これまで確定給付型の企業年金制度間で脱退一時金相当額の年金資産の移管が行えるのは、一部のケースに限られていましたが、改正後は一定の制約の範囲で、すべてのケースで移管できるようになりました。この場合「脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間」の全部または一部を移管先の加入期間に合算することになります。

ただし、双方の規約にあらかじめ「脱退一時金相当額の移管が可能」な旨を定めていること、移管先が厚生年金基金の場合には将来部分の代

行返上の認可を受けていないこと、加入者本人の申出が必要となることなどの制約があります。

◆改正のメリット

従来、グループ企業間で転籍した場合、年金資産の取扱いについては一時金での支給もしくは基金連合会への移管に限定されていましたが、年金資産の持ち運びが可能となり、年金制度にとらわれないより柔軟な人材配置ができるようになりました。

また、これまでは、転職した際には積立金を一時金で受け取っていたため、老後の収入を確保するという役割を十分果たしていませんでしたが、今回の改正によって、転職先に年金資産を持ち込むことで継続的に資産を積み上げることができるようになりました。

女性が働きやすい職場とは

効率よく仕事をするためには職場の環境も大切です。いくつかの会社で働いた経験のある女性派遣社員に、設備や人間関係などの観点から「働きやすい職場の条件」について聞いたアンケートの結果が新聞に出ていて、興味深い内容となっています。

◆派遣社員の結果

- 1位 トイレがきれい
- 2位 正社員と派遣社員の間に壁を感じずにつきあえる
- 3位 干渉されない
- 4位 あいさつしやすい
- 5位 同じところから派遣されている社員がいる

1位は建物の設備に関するもので仕事と本質的な関係がないようにみえますが、清潔なトイレは会社として余裕があるか否かの目安とする考え方がありそうです。2位から4位はいずれも人間関係の問題で、仕事をする上では重要と考えられているようです。

◆正社員の結果

同様に女性正社員にとっての働きやすさの条件についてのアンケートでは以下のような結果になっています。

- 1位 干渉されない
- 2位 上司や同僚に悩みを相談しやすい
- 3位 トイレがきれい
- 4位 あいさつしやすい
- 5位 小規模でアットホーム

1位「干渉されない」からは、仕事に責任を持ち、互いに協力するけれど、私生活には過度に踏み込まない職場を望んでいる姿が見てとれます。また、理不尽な目にあったとき、話を聞いてくれる人がいると働きやすいという意見や、キャリアアップの目標となる尊敬できる女性の先輩がいるなどの心の支えを重視する傾向があるようです。

～坂田からひとこと～

そろそろ街がクリスマスイルミネーションに飾られるシーズンがやってまいりました。これからクリスマスパーティーや忘年会などお酒を戴く機会が増えてきますね。最近は取り締まりの強化や反則金が高額なことから、違反者は減少しているようですが、皆さんの中では少くらいなら…、少し休めば…とか、思っている方もいるのではないのでしょうか。運転者のみならず一緒に飲酒したお仲間、提供したお店までも送検されたケースがあるそうです。何より事故を未然に防ぐためにも、「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」です。こう書き記しながら宴会好きの自分に言い聞かせているような気がします。(苦笑)